

様式第三（第5条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する新事業活動を実施しようとする者（以下「新事業活動実施者」という。）が、法第10条第1項に規定する新事業活動計画に従って圧縮水素自動車燃料装置用容器を使用する場合において、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第2条第10号の一般継目なし容器の定義から圧縮水素自動車燃料装置用容器を除外し、同条第13号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器の定義に全体が金属製の燃料装置用容器を含むことで圧縮水素自動車燃料装置用容器と同様の取扱いが可能となるよう措置するとともに、同令第8条第1項第4号の2に全体が金属製の水素容器に対応した刻印表示に係る規定を整備する等の新たな規制の特例措置を講ずる。なお、当該新たな規制の特例措置は、以下に掲げる安全確保のための措置等を確実に講ずる新事業活動実施者に対して講ずることとする。

- （1）当該新たな規制の特例措置を講ずる対象となる容器を、充填場所の限定等適切な管理下において使用し、水素の充填状況等に関する記録を作成すること。
- （2）当該新たな規制の特例措置を講ずる対象となる容器を使用する作業員に対して、当該容器を安全に使用するために必要な事項の周知徹底を行うこと。
- （3）当該新事業活動の実施に当たり、事故その他の新事業活動の実施に支障を来す事態が発生した場合に備えて、必要かつ適切な措置を講ずること。

2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

本年3月10日開催予定の産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会において報告した後、1. の新たな規制の特例措置の整備に係る経済産業省令の制定に関する行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による意見公募手続を行う必要があるため、本年4月下旬頃になる見通し。

3. その他

なし。